

# マイナ保険証の登録はお済みですか？

—— 現行の健康保険証は令和6年12月2日から新規等の交付ができなくなります。 ——

現行の健康保険証(組合員証及び被扶養者証)については、本年12月2日から新規交付及び再交付を行わず、マイナンバーカードの健康保険証利用を基本とする仕組みに移行することとされています。同時点でお手元にある有効な保険証は、その時点から最長1年間(※)使用することができます。

※有効期限が2025(令和7)年12月1日より前に切れる場合はその有効期限まで。

マイナ保険証の利用には次のようなメリットがありますので、ぜひこの機会にマイナ保険証の登録をご検討ください。

メリット

1

## より良い医療を受けることができます

医療機関・薬局を受診した際に、診療／薬剤の情報や特定健診等の結果の提供に同意すると、医師や薬剤師から、ご自身の情報に基づいた総合的な診断や重複する投薬を回避した適切な処方を受けることができます。

メリット

2

## 窓口で限度額を超える支払いが不要になります(高額療養費制度)

高額な医療費が発生する場合に、限度額適用認定証を申請しなくても、医療機関の窓口で高額な医療費を一時的に自己負担する必要がなくなります。

(例) 高額療養費制度(医療費総額100万円・窓口負担3割の場合)

|                   |                                           |
|-------------------|-------------------------------------------|
| 自己負担<br>(87,430円) | 支払不要(212,570円)<br>(従来は、限度額適用認定証提示により支払不要) |
| ※所得により異なります       | ※高額療養費として共済組合が支給                          |
| 窓口負担(300,000円)    |                                           |



マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1.

### マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請  
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの  
証明写真機からの申請



STEP2.

### マイナンバーカードを健康保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付  
(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



## 公立学校共済組合では、全組合員及び被扶養者を対象に「資格情報のお知らせ」を本年10月末までにお送りします。

マイナ保険証には、従来の組合員証等に記載されている記号・番号や資格取得年月日などの情報が記載されていないため、組合員の皆様のご自身の資格情報を確認できるよう「資格情報のお知らせ」を送付します。マイナ保険証を利用できない医療機関等(※)を受診する際には、「資格情報のお知らせ」とマイナ保険証を併せて提示してください。

※受診しようとする医療機関等がマイナ保険証を利用できるか当該医療機関等にあらかじめご確認ください。